

担 当	愛媛労働局
	監督課長 西本 直哉
	監察監督官 松本 城二
	電話 089 (935) 5203 内線 451

東日本大震災に伴う未払賃金の立替払事業の周知について

～認定申請期限は、平成23年9月12日（月）までです。～

東日本大震災による被災地域の企業に勤務されていた労働者の皆様で、お勤めになっていた中小企業が大震災により、倒産状態になり賃金が支払われなかった方に対し、一定の条件により国が企業に代わって未払の賃金を立替払する制度（「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づくもの。）があります。

この制度を利用するためには、所轄労働基準監督署において、当該企業が倒産状態にあることの認定を受けなければなりません。被害労働者から退職後6箇月以内の申請が必要です。東日本大震災の発生と同時に企業が事業活動を停止し、倒産状態となった場合は、基準退職日が平成23年3月11日と想定されますから、その申請期限が同年9月12日（月）までとなります。

思いあたる被災者の方は、お早目に最寄りの労働基準監督署、労働局までご相談ください。（問い合わせ先は別紙のとおりです。）

東日本大震災により愛媛県内に避難され、同制度により救済できる労働者であっても、立替払事業を知らない、又は知っていても認定申請期限を知らない等により申請を行わない結果、立替払を受けられないといった事態が発生することが懸念されます。愛媛労働局では、申請期限が差し迫っていることから愛媛県を通じて避難者への周知の協力を依頼するとともに、県下20市町へ直接赴き周知の協力依頼等を行いました。

各報道機関におかれましても、県内の避難者が本制度による救済の対象者から漏れることのないように、広報にご協力をお願いします。

【未払賃金の立替払事業の概要】

この事業は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が、一定の条件により中小企業で事実上の倒産状態にあることについて労働基準監督署長の認定を受ける等一定の事由に該当することとなった場合において、一定の期間内に当該事業を退職した労働者に未払賃金があるときは、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認等を受けた労働者の請求に基づき、未払賃金に係る債務のうち一定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものです。

別紙

問い合わせ先一覧表

松山労働基準監督署	
〒791-8523 松山市六軒家町 3-27 松山労働総合庁舎 4 階	電話 089(917)5250
新居浜労働基準監督署	
〒792-0025 新居浜市一宮町 1-5-3	電話 0897(37)0151
今治労働基準監督署	
〒794-0042 今治市旭町 1-3-1	電話 0898(32)4560
八幡浜労働基準監督署	
〒796-0031 八幡浜市江戸岡 1-1-10	電話 0894(22)1750
宇和島労働基準監督署	
〒798-0036 宇和島市天神町 4-40 宇和島地方合同庁舎 3 階	電話 0895(22)4655
愛媛労働局労働基準部監督課	
〒791-8523 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 5 階	電話 089(935)5203